

(特約事項)

1. 契約開始日 年 月 日より24ヵ月未満で退去する場合、違約金として賃料の1ヵ月分を貸主に支払うものとする。
2. 退去時の原状回復工事については、国土交通省公表の「原状回復をめぐるガイドライン」に基づくものとする。但し、次の項目①は、借主の故意・過失の有無に関係なく借主の負担とし、敷金から相殺するものとする。(不足が発生する場合は、退去後14日以内に支払うものとする。)
 - ①室内清掃費(16,500円消費税込)※入居時負担
 - ②煙草のヤニ汚れが原因によるクロス張替え・洗浄費
 - ③借主の故意・過失による建物内部の損傷
3. 借主から貸主に支払われた礼金額が契約締結時賃料の3ヵ月分以上の場合は、上記①は免除する。
4. 借主から貸主に支払われた礼金は、本契約が終了しても返還されないものとする。
5. 借主の退去に伴う原状回復工事は貸主の指定業者で行うものとする。
6. 借主は鍵を紛失した際は、鍵交換費用として16,500円(消費税込)を貸主に支払うものとする。

〈鍵取扱いについての注意事項〉

- ・ 鍵を紛失、盗難等により入室ができない事態が発生したときは、速やかに貸主へ連絡すること。借主の立会いのもと専門業者にて開錠(もしくは破錠)、取替えを行い、その費用については、借主負担とする。
 - ・ 万一、借主との連絡が一切取れない等、緊急性が必要と判断された場合は、第三者(警察等)立会いのもと、貸主にて開錠(もしくは破錠)する場合があります、その費用については、貸主・借主双方で協議するものとする。
7. 本契約期間が満了した時、貸主及び借主より申し出がなかった場合は、2年間同一条件にて更新される。
 8. 借主は入居期間中継続的に借家人賠償特約付火災保険及び日本賃貸保証株式会社に参加するものとする。
 9. 本契約は、実費精算方式とする。